

「一般社団法人全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」 資格認定実施要項（資格認定に関わる手引き）

「病児保育専門士」は、病児・病後児保育室に勤務する保育士・看護師を対象とし、病児保育の専門性を高め、さらに家庭での看護方法などの研鑽を積み、家庭での「家庭看護」へつなぐことにより、病児保育を通して究極の子育て支援を行うことのできる保育士・看護師のこととする。

一般社団法人全国病児保育協議会（以下 「(一社)全国病児保育協議会」）は、上記の「病児保育専門士」を育成するために、保育士・看護師に対する専門的な研修制度を確立し、一定の水準に達した場合、「一般社団法人 全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」として認定する。

1. 認定のための受験資格

病児・病後児保育室に勤務する保育士・看護師を対象とする。

- ① (一社)全国病児保育協議会加盟施設に常勤として2年以上勤務しているもの。または、非常勤として2年以上施設に勤務し、週20時間以上の実働を有する者。
- ② 施設長から(一社)全国病児保育協議会所定の「施設長推薦状」において、推薦を受けることのできる者。
- ③ (一社)全国病児保育病児保育協議会が開催する「病児保育専門士認定講座」をすべて受講した者。
- ④ その他、施設長が以上の条件と同等に値すると思われるものを推薦し、なおかつ受験資格認定委員会で承認されたもの。

以上4点すべての条件を満たすことのできる者を受験資格者とする。

2. 資格認定のための参加登録

- 1) 参加登録を希望するものは申請期間に必要な書類を整えて書留で、資格認定委員会事務局に郵送する。

◆申請書類

- (1) 参加登録申込書（所定の様式）
- (2) 勤務先推薦書（所定の様式）
- (3) 履歴書（所定の様式）
- (4) 資格証明書の写し

◆申請期間 2012年度は2013年 2月 1日～2013年 2月 28日（必着）

◆申請書類提出方法及び、提出先

封入する封筒は、A4サイズで折らずに入るものとする。

封筒の表左側に「資格認定参加登録申込」と朱書きし、郵便書留にて下記の住所に郵送する。

- 2) 書類審査を行い、申請者に通知する。
- 3) 通知を受けた受験資格者は、資格認定研修に必要な費用：25,000円を所定の口座に入金する。
- 4) 入金を確認したうえで、資格認定研修会の要項と研修テキスト等の必要書類を送付する。
- 5) 参加登録申請（入金済み）後、やむを得ない理由で資格認定研修に参加できない場合は、翌年度に限り、資格認定研修への受講資格を有する。

参加できないものは、資格認定研修会が開催される前日までに、速やかに不参加理由書（様式自由）を、資格認定事務局に提出する。

所定の手続きを行わなかったものは、翌年度の参加資格を失う。

- 6) 一旦提出された、登録申請書及び、入金された研修費用は、理由の如何を問わず返還しない。

「資格認定参加登録申込」送付先

〒 154-0002

東京都世田谷区下馬 3-22-13 いなみ小児科 内

「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」

資格認定委員会事務局

3. 資格認定までのプロセス

資格認定ため参加登録手続き

↓

認定委員会にて、研修参加について検討。

↓

資格認定研修会の参加

↓

課題・研修レポートの提出

↓

課題・研修レポート 審査（形式等）

↓

面接・口頭試問

↓

登録および認定手続き

↓

認定書交付

4. 課題・レポート提出

- 1) 課題・レポートの提出資格（研修終了認定）を有してから、2 か月以内に提出する。
- 2) 課題・レポート提出要領は、1600 字以上 4000 字以内として、詳細は研修要項に記載する。
- 3) 課題・レポートを提出したものには受理書と、口頭試問実施通知を送付する。
- 4) 提出ができないと予測される場合には、提出期限までにすみやかに理由書（書式自由）を、資格認定委員会事務局に提出する。所定の手続きを行わなかった者は、課題・レポート提出の権利を失う。

5. 口頭試問

- 1) 課題・レポートが受理されたものは、原則 3 ヶ月以内に口頭試問が行われる。
- 2) 審査結果、受験者に文書で通知する。
- 3) やむを得ない理由で口頭試問を欠席する場合には、翌年度の 1 回に限り、口頭試問を受けることができる。

欠席者は、口頭試問前日までに欠席理由書（書式自由）を、資格認定委員会事務局に提出する。

試験当日の不測の事態については、別途検討する。

所定の手続きを行わなかった者は、翌年度の口頭試問受験資格を失う。

4) 口頭試問不合格者の取り扱いについては、別途定める。

7. 登録および資格認定交付手続き

1) 口頭試問合格者は、所定の期間までに「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」認定申請書に認定料を添えて、資格認定委員会事務局に提出する。

「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」認定申請書は、口頭試問結果とともに合格者に送付する。

認定料：10,000円を所定の口座に振り込み、払込金受領書の写しを申請書に添付する。

既納の認定料は、いかなる理由があっても返還しない。

2) 所定の手続きを完了した者を、「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」として登録し、認定書を交付する。

認定の有効期間は5年間である。更新研修等については、別途定める。